

別紙

【利用料表】

※地域単価7級地（札幌市）、1単位10.21円で算定（小数点第2以下切り捨て）

居宅介護支援費（Ⅰ）	【単位数】	【金額】
取り扱い件数45件未満		
居宅介護支援費（i）（要介護1・2）	1,086単位	11,088円
居宅介護支援費（i）（要介護3・4・5）	1,411単位	14,406円
取り扱い件数45件以上60件未満		
居宅介護支援費（ii）（要介護1・2）	544単位	5,554円
居宅介護支援費（ii）（要介護3・4・5）	704単位	7,187円
取り扱い件数60件以上		
居宅介護支援費（iii）（要介護1・2）	326単位	3,328円
居宅介護支援費（iii）（要介護3・4・5）	422単位	4,318円

加算（該当する項目のみ）

初回加算	300単位	3,063円
<ul style="list-style-type: none"> ・新規に居宅サービス計画を作成した場合。 ・介護予防・日常生活支援総合事業対象者や要支援から要介護に認定された場合。 ・要介護状態区分が2区分以上変更された場合。 		
入院時情報連携加算（Ⅰ）	250単位	2,552円
入院時情報連携加算（Ⅱ）	200単位	2,042円
（Ⅰ）入院した日のうちに医療機関に情報提供を行った場合。（Ⅱ）入院した日の翌日又は翌々日に医療機関に情報提供を行った場合。※（Ⅰ）（Ⅱ）同時算定不可。		
退院・退所加算（Ⅰ）イ（会議無、連携1回）	450単位	4,594円
退院・退所加算（Ⅰ）ロ（会議有、連携1回）	600単位	6,126円
退院・退所加算（Ⅱ）イ（会議無、連携2回）	600単位	6,126円
退院・退所加算（Ⅱ）イ（会議有、連携2回）	750単位	7,657円
退院・退所加算（Ⅲ）（連携3回以上）	900単位	9,189円
通院時情報連携加算	50単位	510円
利用者が病院又は診療所において医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師等に対して利用者の心身の状況や生活環境等の情報提供を行うとともに、医師等から利用者に関する情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合。		
緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位	2,042円
病院や診療所の求めにより、医師又は看護師等と居宅を訪問しカンファレンスを行い、サービス利用に関する調整を行った場合。（月2回を限度して算定）		

加算（特別な条件に該当した場合のみ）

特定事業所加算（Ⅰ）	519単位	5,298円
特定事業所加算（Ⅱ）	421単位	4,298円
特定事業所加算（Ⅲ）	323単位	3,297円
特定事業所加算（A）	114単位	1,163円
中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材の確保、質の高いケアマネジメントの実施、地域全体のケアマネジメントの質の向上に資することを目的とし、規程する各要件を満たした場合。		

※当事業所は特定事業所加算（Ⅲ）を算定しています。

特別地域居宅介護支援加算	基本単位数の15%
厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が指定居宅介護支援のサービスを行った場合。	
中山間地域小規模事業所加算	基本単位数の10%
厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が指定居宅介護支援のサービスを行い、その1月当たりの実利用者数が20人以下の場合。	
中山間地域サービス加算	基本単位数の5%
厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を超えて、指定居宅介護支援のサービスを提供した場合。	

減算（該当した項目のみ、居宅介護支援費から減算）

高齢者虐待防止措置未実施減算	基本単位数-1/100
虐待の発生、再発の防止に向けた措置が講じられていない場合。	
業務継続計画未策定減算	基本単位数-1/100
業務継続計画が未策定の場合。	
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に居宅介護支援を行う場合	基本単位数×95/100
特定事業所集中減算	-200単位 -2,042円
正当な理由のない特定の事業所へのサービスの偏りの割合が80%を超えた場合。	
運営基準減算	基本単位数の50%
介護保険法に定められた指定居宅介護支援の提供方法等において、減算対象項目にあたる場合。またその状態が2ヶ月以上継続している場合、所定単位数は算定しない。	